

# 1. 従業者要件の経過措置【同行援護】

## 同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正について

### スケジュール

#### 1. 新カリキュラムによる研修

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全体スケジュール	旧カリキュラムによる研修		新カリキュラムによる研修	
国 (告示改正など)	R 5. 6月 ・障害者部会	R 5. 10月 ・告示改正		【R 7. 4月から】
都道府県 (事業者指定など)		研修実施手続き(予定) (実施要領改正、事業者指定など)		
研修事業者 (研修実施など)			都道府県への 手続き(予定)	研修の実施

#### 2. 経過措置(みなし規定)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「盲ろう者向け通訳・ 介助員」については、 同行援護従業者養成研 修の修了者とみなす	現行の経過措置 【R 6. 3月末まで】	経過措置の延長 ※ ※経過措置の延長は、現在、みなし要件で同行援護に 従事している者に限る。		【R 9. 3月末まで】

### 告示適用日

○新カリキュラムによる研修・・・令和7年4月1日より実施

○従業者要件の経過措置・・・令和9年3月31日まで(現在、みなし要件で同行援護に従事している者に限る。)

## 2. サービス提供責任者及び従業者要件の経過措置【行動援護】

令和3年3月31日までに介護福祉士等で実務経験を満たしていた場合は、令和9年3月31日まで行動援護従業者養成研修課程修了者とみなして業務に従事できる。

⇒経過措置期間終了までに、行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を修了する必要がある。

### 行動援護のサービス提供責任者

行動援護従業者養成研修課程修了者 又は  
強度行動障害支援者養成研修  
(基礎研修及び実践研修)修了者

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・居宅介護従業者養成研修修了者
- ・居宅介護職員初任者研修修了者 等



R9.4.1以降

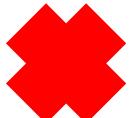
#### 【実務経験】

知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に3年以上の従事経験を有する者



#### 【実務経験】

知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に5年以上の従事経験を有する者



※R6報酬改定で  
3年延長

### 行動援護の従業者

行動援護従業者養成研修課程修了者 又は  
強度行動障害支援者養成研修  
(基礎研修及び実践研修)修了者

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・居宅介護従業者養成研修修了者
- ・居宅介護職員初任者研修修了者 等



R9.4.1以降

#### 【実務経験】

知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者



#### 【実務経験】

知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者



※R6報酬改定で  
3年延長

# 訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の要件

		居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
		従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
①介護福祉士									
養成研修修了者	②実務者研修	○	○	○	○	○ 視覚障がいの 実務経験1年必要	○ ⑧研修受講必要	△ (※10) 知的・精神障がいの 実務経験5年必要	△ (※10) 知的・精神障がいの 実務経験2年必要
	③(旧)介護職員基礎研修 (旧)1級ヘルパー (※1) 看護師等(※2)								
	④居宅介護職員初任者研修 介護職員初任者研修 (旧)2級ヘルパー (※1)		×		○ 実務経験 3年必要		○ ・実務経験3年必要 ・⑧研修受講必要		
	⑤障害者居宅介護従業者基礎研修 (旧)3級ヘルパー (※1)	○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ 視覚障がいの 実務経験1年必要 (減算)	×	×	×
	⑥重度訪問介護従業者養成研修	○ (※3)	×	○	△ (※4)	×	×	×	×
	同行援護従業者 養成研修	⑦一般 課程	×	×	×	×	○ (※5)	×	×
		⑧応用 課程	×	×	×	×	○ ①～④の要件必要	×	×
	⑨行動援護従業者養成研修	×	×	○	△ (※4)	×	×	○ 知的・精神障がいの 実務経験1年必要	○ 知的・精神障がいの 実務経験3年必要
	強度行動障害支援者 養成研修	⑩基礎 課程	×	×	×	×	×	×	×
		⑪実践 課程	×	×	×	×	×	○ 知的・精神障がいの 実務経験1年必要	○ 知的・精神障がいの 実務経験3年必要
⑫盲ろう者向け通訳・介助員		×	×	×	×	△ (※6) (減算)	×	×	×
⑬国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科		×	×	×	×	○	○	×	×
⑭生活援助従業者研修	○ (※7)	×	×	×	×	×	×	×	×
⑮(旧)視覚障害者外出介護従業者養成研修等	△ (※8,9) (減算)	×	×	×	×	△ (※8,9) 実務経験1年必要	×	×	×
⑯平成18年3月末における旧法居宅介護等事業従事経験者（知事が証明書を交付したものに限る）	△ (※9) (減算)	×	△ (※9)	△ (※4,9)	△ (※9) 視覚障がいの 実務経験1年必要 (減算)	×	△ (※9,10) 知的・精神障がいの 実務経験2年必要	×	58

# 訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の要件

## 注　釈

- ※ 1 ③旧1級ヘルパー、④旧2級ヘルパー、⑤旧3級ヘルパーとは、それぞれ廃止前の居宅介護従業者養成研修（1級課程、2級課程、3級課程）及び訪問介護員（1級課程、2級課程、3級課程）のこと。
- ※ 2 ③看護師等（看護師、准看護師、保健師、助産師）は、1級課程又は居宅介護職員初任者研修修了とみなす。  
(看護師等が訪問介護等を行う場合において、介護員養成研修受講免除（修了証明）の交付手続きは不要)
- ※ 3 ⑥の研修修了者が居宅介護を行う場合、身体障がい者の直接支援経験が必要。（重度訪問介護の報酬単価を適用。）
- ※ 4 重度訪問介護のサービス提供責任者について、やむを得ない場合に相当の知識と経験を有する者のみ認める。
- ※ 5 ⑦同行援護養成研修（一般課程）の受講にあたり、愛媛県では、以下の研修修了者について一部受講免除。  
同行援護養成研修（一般補講課程）（代筆・代読等のカリキュラム4～6時間程度）の受講が必要。
- (旧)移動支援従業者養成研修（視覚障害者移動支援従業者養成研修課程）
  - 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修
- ※ 6 ⑫盲ろう者向け通訳・介助員とは、平成30年3月31日時点で、地域生活支援事業の盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者で、同事業の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」に従事経験がある者のこと。  
盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を行うことができるは、令和9年3月31日まで（現在のみなし要件適用者に限る）。
- ※ 7 ⑭生活援助従業者研修修了者は、家事援助及び通院等介助（身体介護を伴わない場合）に限る。  
(介護保険サービスにおける更なる人材の確保の必要性から創設された研修)
- ※ 8 ⑮(旧)視覚障害者外出介護従業者養成研修等とは、以下の研修を指す。  
居宅介護は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。  
愛媛県では、同行援護の従業者は、(旧)視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者のみを対象。
- (旧)視覚障害者外出介護従業者養成研修
  - (旧)全身性障害者外出介護従業者養成研修（居宅介護のみ）
  - (旧)知的障害者外出介護従業者養成研修（居宅介護のみ）
- ※ 9 ⑯は暫定的な措置であり、次期報酬改定において廃止を含めた検討を行っているので、それまでの間に他の要件を満たす対応が必要。  
(平成30年2月9日付け厚生労働省事務連絡を参照)
- ※ 10 行動援護の従業者及びサービス提供責任者は、令和9年3月31日までに、⑨行動援護従業者養成研修または⑩⑪強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）の受講が必要。（令和6年報酬改定で3年間延長）